

1 品種登録の番号及び年月日 第28656号 令和3年9月28日

2 登録品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

Solanum tuberosum L. アイマサリ

3 登録品種の特性の概要

幼芽の大きさは中、幼芽の形は球形、幼芽の基部のアントシアニン着色の強弱はやや弱、幼芽の頂部の基部に対する大きさは中、幼芽の頂部の型は中間、幼芽の頂部のアントシアニン着色の強弱は中、幼芽の根端の数は中、植物体の草姿はやや直立、小葉の重なりは中間、複葉の緑色の濃淡は中、第二側小葉の長幅比は中、植物体の草高は中、花の数は少、花冠の大きさはやや小、花冠内面のアントシアニン着色の強弱は弱、やくの色は黄、枯ちよう期は中、塊茎の形は短卵形、塊茎の目の数は極少、塊茎の皮色は淡ベージュ、塊茎の目の基部の色は黄、塊茎の表皮のネットは無又は極少、塊茎の肉色は明黄、上いも重はかなり重、上いも数はやや多、上いもの平均重は重である。

出願品種「アイマサリ」は、対照品種「アイユタカ」と比較して、幼芽の頂部のアントシアニン着色の強弱が中であること、花の数が少であること、休眠期間が短であること等で区別性が認められる。対照品種「デジマ」と比較して、幼芽の形が球形であること、幼芽の頂部のアントシアニン着色の強弱が中であること、花冠内面のアントシアニン着色の強弱が弱であること等で区別性が認められる。対照品種「ニシユタカ」と比較して、複葉の緑色の濃淡が中であること、花冠内面のアントシアニン着色の強弱が弱であること、休眠期間が短であること等で区別性が認められる。

4 育成者権の存続期間 25年

5 品種登録を受ける者の名称及び住所又は居所

長崎県
長崎県長崎市尾上町3番1号

6 登録品種の育成をした者の氏名

坂本悠 茶谷正孝 松尾祐輝 龍美沙紀 草原典夫 森一幸 向島信洋 渡邊亘
田宮誠司 中尾敬

7 出願公表の年月日 平成29年9月25日

8 登録品種の育成の経過の概要

「愛系158」に「アイユタカ」を交配し、選抜したものである。